

令和6年度学生定期健康診断等業務委託仕様書

1 委託業務の名称及び目的

(1) 学生定期健康診断

学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第13条の規定により毎年1回実施するものであり、学生の健康状態を適確に把握し、疾病の早期発見と治療に役立たせる。

(2) 病院等実習に伴う健康診断

実習先におけるB型肝炎、C型肝炎等の感染予防対策のために実施する。

(3) 放射線業務従事者健康診断

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）第23条及び茨城県立医療大学放射線障害予防規程第41条の規定に基づき、貧血、水晶体混濁、皮膚の潰瘍、爪の異常等放射線障害の発生予防のため実施する。

2 委託健診項目

(1) 学生定期健康診断

- ①身体測定（身長・体重）
- ②視力測定（矯正視力）
- ③胸部X線検査（直接撮影）
- ④血圧測定
- ⑤診察（問診・聴打診）
- ⑥尿検査（蛋白・糖・潜血）
- ⑦心電図検査（標準12誘導）
- ⑧肝機能等検査（AST・ALT・ γ -GT）
- ⑨貧血検査（血色素量・赤血球数・白血球数・血球容積・平均赤血球恒数3項目）

(2) 病院等実習に伴う健康診断

- ①HBs抗原・抗体検査（EIA法・CLIA法・CLEIA法・RIA法のいずれかで実施）
- ②HCV抗体検査

(3) 放射線業務従事者健康診断

- ①血液検査（血色素量・赤血球数・白血球数・血球容積・平均赤血球恒数3項目・白血百分率）
- ②目・皮膚の検診

※それぞれの受診予定者数は別表1のとおりとする。

※数量は予定数であり、増減が発生することがある。

3 健診の実施時期及び場所

(1) 実施時期

令和6年4月2日（火）及び4月6日（土）

(2) 実施場所

茨城県立医療大学

(3) (1) の期間に事業を完了させるため、別表 2 に示す以上の者を従事させること。

4 検査結果の報告

下記のを各 1 部提出するものとする。

(1) 健康診断結果連名簿

(2) 健康診断結果個人票

個人ごとに封入したもの

過去 2 年以上の結果を併記できる様式としていること

検査方法、測定単位及び判定基準を明記すること

(3) 健康診断集計表

(4) 特殊健康診断連名簿

(5) 実施主体独自個人票

(6) 胸部 X 線画像 (電子記録媒体)

(7) 心電図所見票

(8) 胸部検診受診者名簿

(9) 健康診断データファイル

(本学の健康管理システムに取り込み可能なもの及び csv ファイル・ウイルスチェック実施)

(10) 検査方法、測定単位及び判定基準を明記した一覧表

5 その他

(1) 抗体価検査について

2 (2) に掲げるもののほか、希望者に対し「麻疹・風疹・水痘・ムンプス」の抗体価検査 (受診予定者最大約 180 名) 及び結核の検査 (受診予定者最大 182 名) を実施すること。

「麻疹・風疹・水痘・ムンプス」の抗体価検査は EIA-IgG 法、結核の検査はインターフェロン γ 遊離試験で実施すること。

なお、「麻疹・風疹・水痘・ムンプス」の抗体価検査及び結核菌検査の費用は、受診者負担とするため、入札には含めないので注意すること。請求書及び実施結果報告書も別に作成すること。